（令和８年熊本地震被災者支援向け）

令和８年度マーケットイン型養殖業等実証事業公募要領

令和８年９月４日
特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構
（一部改正 令和８年 10 月 27 日）

令和８年熊本地震において被災した養殖業者を対象に、マーケットイン型養殖業（市場に評価される製品を生産する養殖業）への転換に加え、災害への強靭化につながる資機材の導入支援として、水産庁の漁業構造改革総合対策事業（漁業改革推進集中プロジェクト運営事業及びもうかる漁業創設支援事業）のうち、マーケットイン型養殖業等実証事業（以下「本事業」という。）を活用する補助事業者（以下「事業実施者」という。）を、以下の要領で広く募集します。

補助金に応募する際の注意点

① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合には、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。

③ 上記の調査の結果、不正行為が認められた時は、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、農林水産省及び水漁機構から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適化法」という。）第 29 条から第 32 条までにおいて、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。

⑤ 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整備保管する必要があります。また、取得財産等がある場合は、取得財産等の処分制限期間中は整備保管しなければなりません。

⑥ 水漁機構から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を行った経費については、補助金の交付対象となりません。

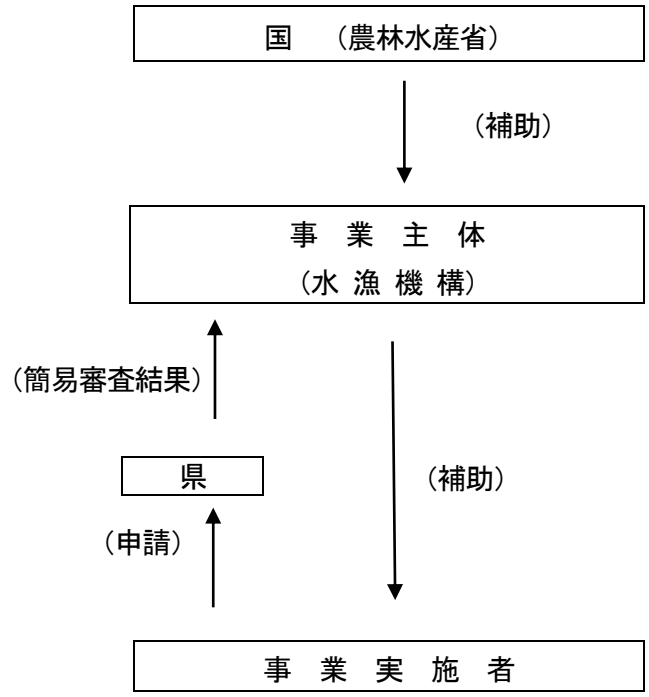
⑦ 補助金で取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について農林水産大臣の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

１　事業概要

１－１．事業趣旨

令和８年熊本地震において被災した養殖業者を対象に、マーケットイン型養殖業（市場に評価される製品を生産する養殖業）への転換に加え、災害への強靭化につながる資機材の導入を支援する事業です。

１－２．事業スキーム



補助率
資材・機材の導入費支援：1/2 以内
※補助率の詳細は（資料１）参照

１－３．対象者・対象養殖種

対象者	令和８年熊本地震で被災した養殖経営体又は養殖経営グループ
対象養殖種	令和８年熊本地震で被災した養殖種全般

※　養殖経営グループでの申請については、代表となる経営体がグループとして資材・機材の導入費支援に申請することになります。（補助率 1/2 以内、上限 5,000 万円）

１－４．支援内容

（１）資材・機材の導入費支援

策定された養殖業再建・改善計画に基づく１事業期間の事業を行うための資材・機材の導入費について支援します。

１－５．受付・審査方法

	支援内容	採択上限	受付方法	審査方法
1	資材・機材の導入費支援	予算の範囲内	・申請にあたっては、養殖業者は、被災した養殖場のある県へ申請すること。	書類審査

１－６．事業実施期間

	事業内容	事業実施期間
1	資材・機材の導入費支援	交付決定日から資材・機材を導入し、養殖生産を開始したのち、生産物を販売するまでの期間（５年以内の１事業期間）

１－７．応募資格

本事業への応募は、養殖経営体又は養殖経営グループとします。（養殖経営グループには養殖業者の他、養殖経営体と連携して養殖業に取り組む漁業系統団体や産地商社等が含まれることも可としますが、実際に養殖業を営むものを代表者としてください。）

なお、いずれの応募形態であっても養殖経営体等が次の全ての要件を満たすものとします。

（１） 応募時点で震災前に養殖生産の実績があり、令和８年熊本地震により被災し、養殖生産が困難となっている者、一部養殖生産が出来ていても資材・機材の導入が必要な者であること。

（２） 本事業を活用する意思を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する経営体又はグループであること。

（３） 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する経営体又はグループであって、養殖を再建・改善する計画及び実績を報告することができる者であること。

（４） 日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる経営体又はグループであること。

（５） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

（６） 資材・機材の導入に必要な経費が国の他の復旧・復興事業と重複していないこと。

２　補助対象経費及び支払方法

２－１．補助対象経費の範囲

（資料１）に掲げるとおりとします。

なお、各経費の内容等については、（資料２）に掲げるとおりとします。

２－２．補助対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象となりません。

（１）　補助金の交付決定日よりも前に、発注、購入、契約等発生した経費

（２）　建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費

（３）　事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

（４）　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

（５）　本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

２－３．補助率及び補助金額

（資料１）に掲げるとおりとします。

２－４．補助金の支払

（１）支払時期

補助金の支払は原則として年度ごと及び支援を受けた資材・機材導入後の精算払となります。

※　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に規定する協議が調い、かつ、事業実施者からの請求により、必要があると認められる金額について概算払をすることができます。

（２）支払額の確定方法

事業終了後、事業実施者から提出いただく書類（資材・機材の導入費支援：請求書・領収書等）に基づき支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要した経費と認められる費用の合計となります。

このため、全ての支出にはその収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これに満たない経費については支払額の対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

３　応募手続き

３－１．募集期間

	支援内容	募集期間
1	資材・機材の導入費支援	令和８年９月７日（月）～令和９年３月 31 日（水）

※１：　申請書類については、募集期間内に養殖場のある県へ提出してください。

※２：　当該支援については進捗状況により、募集期間を変更することがあります。変更がある場合、水漁機構ＨＰでお知らせします。

３－２．応募書類及び部数

郵送･宅配便等の場合には､以下の各書類１部を一つの封筒に入れてください｡封筒の宛名面には、赤字で「(令和８年熊本地震支援）養殖業再建・改善計画書在中」と記載してください。

メールの場合には、タイトルを「(令和８年熊本地震支援）養殖業再建・改善計画書」としてください。

	支援内容	応募書類
	資材・機材の導入費支援	①　養殖業再建・改善計画の認定申請書（別紙様式４） ②　養殖業再建・改善計画書　（別紙様式３） ③　収支計画書（書式例１：養殖業のみの場合） もしくは（書式例 1-2：養殖業の他複数部門がある場合） ④　生産計画書（書式例２）（資材・機材の導入予定時期の記載は必須） ⑤　導入予定資材・機材のリスト（性能、形状、材質、数量、価格、導入時期等）(書式例３)、選定理由書(書式例４)、見積書(原則２社以上) ※見積書が２社以上取れない場合は、理由書(書式例５)を作成すること。 ⑥　応募者の事業内容や実績が分かる書類 ア　定款、イ　決算書（直近分)、ウ　会社パンフレット等（個人事業者の場合はそれに準ずるもの） ※過去の書類が整わない場合は相談願います。

３－３．応募書類の提出に当たっての注意事項

（１）　応募書類に使用する言語は日本語とし、様式に沿って作成してください。

（２）　提出した応募書類は、修正することができません。

（３）　応募書類に虚偽の記載があった場合は、審査対象となりません。

（４）　要件を有しない者が提出した応募書類は、無効とします。

（５）　応募書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

（６）　応募書類の提出は、原則として郵送、宅配便又は電子メールでの書類添付とし、やむを得ない場合には持参も可とします。(詳細は申請先の県の指示に従ってください。)

（７）　提出後の応募書類については、採択、不採択にかかわらず返却はしませんので御了承ください。

（８）　提出された応募書類の取扱については、秘密保持に十分配慮するものとし、当該事業以外には無断で使用いたしません。

３－４．応募書類の提出先及び問い合わせ先

	提出方法	送付先及び担当	ＴＥＬ・Ｅメール
事業内容、応募書類作成に関する問い合わせ先及び提出先	書面又は電子媒体（申請先の県の指示に従ってください）	（申請者の送付先） 被災した養殖場のある県へ申請してください。	
		（県による簡易審査結果の送付先） 特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 （担当：沿岸養殖班） 《住所》 〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目１番16号 大手町ゲートビルディング７階	《TEL》 03-6822-1651 《E メール》 engan@fpo.jf-net.ne.jp

※お問い合わせは月曜日から金曜日（祝日を除く。）の、午前９時から午後５時（正午から午後１時を除く。）までとします。

３－５．補助金支援候補者の選定基準等

（１）資材・機材の導入費支援について

① 申請者が養殖業再建・改善計画を県に提出した後、県は簡易審査を行い、その結果とともに水漁機構へ送付します。

② 水漁機構は、評価委員会にて審査を実施し、認定された計画については、県経由で提出された申請者に対して認定通知を送付いたします。

本通知は、養殖業再建・改善計画が認定された旨をお知らせするものであり、補助金の交付は別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることとなります。

（※認定結果の有無等についてのお問い合わせには応じかねます。）

③ 本事業は令和８年熊本地震で被災した養殖業者に対し、マーケットイン型養殖業（市場に評価される製品を生産する養殖業）への転換に加え、災害への強靭化につながる資機材の導入支援を行う事業であり、認定された事業実施者は、支援の内容を国または水漁機構のＨＰにて公表させて頂く場合があります。

４．事業実施者の責務

補助金の交付決定を受けた事業実施者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守らなければなりません。

（１）事業の推進

事業実施者は、事業実施上の運営管理、事業成果の報告等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。

（２）補助金の経理管理

事業実施者は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、補助金適化法、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。)等に基づき、適正に執行する必要があります。

また、事業実施者は、本事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要があります。

（３）フォローアップ

本事業実施期間中、必要に応じて、水漁機構担当によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、事業実施者に対し、事業実施上必要な指導、助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行います。

事業実施者は、本事業における交付を受けた補助金の事業期間終了時の実施結果（実証結果報告書）についての報告をしなければなりません。

（４）執行状況調査

本事業実施期間中、必要に応じて事業の進捗状況、事業成果等に関する調査が実施されます。

当該事業が申請内容、補助金の交付決定の内容及び条件に従って確実に実施されているかどうかの調査を行います。

調査の結果によっては、本事業実施期間中であっても、事業計画の変更を求め、又は補助金の交付を中止することがあります。

（５）取得財産等の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（取得財産等）の所有権は、事業実施者に帰属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア　取得財産等については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、本事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。

イ　処分制限期間においては、取得財産等のうち１件当たりの取得価額が 50 万円以上の財産について、補助金の交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供する必要があるときは、事前に、水漁機構の承認を受けなければなりません。

なお、水漁機構が承認した当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を水漁機構に納付していただく場合があります。

（６）知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、プログラム及びデータベースに係る著作権等の権利化された無体財産権及びノウハウ等（以下「知的財産権」という。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施者に帰属します。

また、以下の条件を守っていただきます。

ア　本事業により成果が得られ、知的財産権の出願及び取得を行った場合又は実施権を設定した場合には、その都度遅滞なく、水漁機構に報告しなければなりません。

イ　水産庁及び水漁機構が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、無償で、当該権利を水産庁及び水漁機構に許諾しなければなりません。

ウ　当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、水漁機構が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、当該権利を第三者に許諾しなければなりません。

エ　本事業実施期間中及び本事業終了後５年間において、事業実施者及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、水漁機構以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に水漁機構と協議して承諾を得なければなりません。

（７）事業成果等の報告及び発表

事業成果については、事業期間の終了後、必要な報告（実証結果報告書等）を行わなければなりません。また、水産庁及び水漁機構は、報告のあった事業成果を無償で活用できるものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が水産庁及び水漁機構の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については水産庁及び水漁機構に提出しなければなりません。

（８）その他

水漁機構の定めるところにより義務が課される場合があります。

５．交付決定に必要な手続等

（１）資材・機材の導入費支援

養殖業再建・改善計画の認定を受けた申請者は、水漁機構の指示に従い、もうかる漁業創設支援事業実施要領に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている事業実施計画申請書を水漁機構に提出していただきます。当該申請書を受領し、問題がなければ当該実施計画承認通知を発出します。当該実施計画が承認された申請者は交付申請書を水漁機構に提出していただきます。交付申請書を確認し、問題がなければ補助金交付決定通知を発出します。

６．必要な報告等

漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領及びもうかる漁業創設支援事業実施要領に基づき、必要な報告書類を水漁機構に提出して下さい。

７．補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に、補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

（１）利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア　補助事業者自身

イ　100%同一の資本に属するグループ企業

ウ　補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

（２）利益等排除の方法

ア　補助事業者の自社調達の場合

・原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ　100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

・取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる時は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ　補助事業者の関係会社からの調達の場合

・取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる時は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

８．その他

（１）　養殖業再建・改善計画の認定を受けた者であっても、水漁機構からの補助金交付決定の通知以前に実施した事業は、補助対象とはなりません。

（２）　本事業完了後の補助金の実績報告の際に、必要に応じ水漁機構等の現地調査及び事業の収支に係る関係書類の提出を求めることがあります。

（３）　本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整備保管する必要があります。

（４）　取得財産等がある場合の（３）の帳簿等は、（３）の規定にかかわらず取得財産等の処分制限期間中は整備保管しなければなりません。

（５）　本事業における事業の実施及び提出された書類は、追加の別紙様式のほか漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領及びもうかる漁業創設支援事業実施要領に準じています。

（６）　５年以内に水産業成長産業化沿岸地域創出事業（新リース事業）及び水産業競争力強化緊急事業（水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（旧リース事業）及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業）等の他の補助金を利用したことがある場合、それぞれの事業の計画及びＫＰＩの変更等が必要になる場合があることから、事前に水漁機構へご相談ください。

（資料１）　補助対象経費

事業内容	補助対象経費の範囲	補助率	補助金上限額 ※1
（1）資材・機材の導入費支援	マーケットイン型養殖業（市場に評価される製品を生産する養殖業）への転換に加え、災害への強靭化につながる資材・機材の導入費	1/2 以内	50,000 千円以内

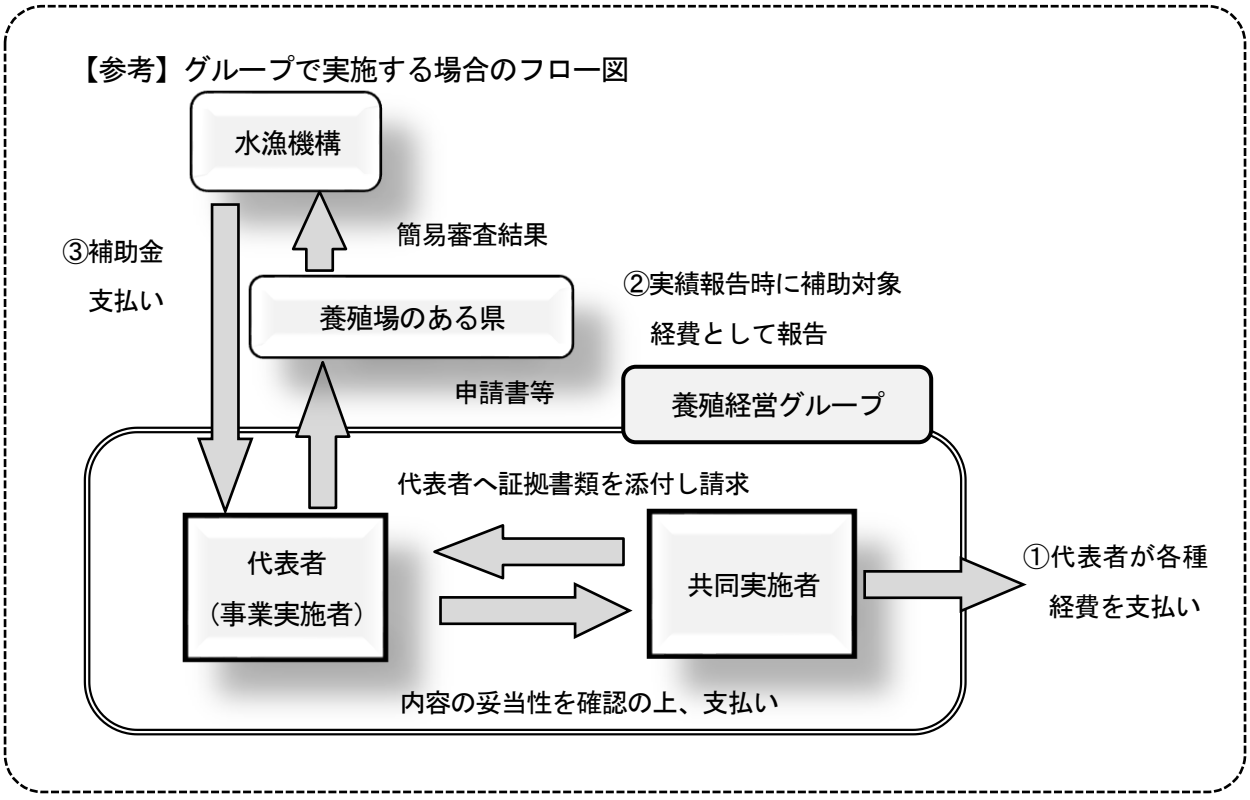
※　原則として、交付決定日から１年以内に資材・機材が納入される必要があります。

（資料２）　経費の説明

〇共通事項

補助事業を行うに当たり、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に要した経費であって、補助対象事業以外の事業と明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によってその金額等が確認できるもののみが対象となります。

- 証拠書類とは、代表的には仕様書、見積書（原則２社以上）、発注書、契約書、納品書、請求書、領収書（振込依頼書）となります。
- グループで事業を実施する場合、代表者が行う事業に限らず、共同実施者が行う事業についても代表者が行う事業として補助対象とすることができます。ただし、補助金の交付を受ける者は代表者であるため、代表者が支出する経費のみが補助対象経費となります。



①　　資材・機材の導入費支援

認定養殖業再建・改善計画に基づき、必要な資材や機材の導入費用が対象となります。

▸対象となる資材・機材の例

1)養殖生産のために要する資材・機材の例

生簀、網、漁船、給餌機、魚体計測機、漁場モニタリング機器、自動洗網機、
海水冷却装置、FRP 水槽、カキ養殖カゴ、養殖管理用ＰＣ、養殖用ソフトウェア
コンクリート水槽　等

2)加工・流通のために要する資材・機材の例（養殖業者が一体として行うものに限る）

自動活〆機等の加工機器、高鮮度冷凍庫、真空包装機、自動殻剥機、ノリ乾燥機、
金属探知機　紫外線殺菌装置、フォークリフト、保冷車　等

▸対象とならない資材・機材や経費の例

1)種苗、餌、試薬、医薬品等の消耗品　(*1)

2)建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費（基礎工事を必要とする施設。建物は不可））

3)資材・機材の導入に係る基礎工事、一次側工事費、設計費

4)特許、商標登録のための費用

＜注意事項＞

(*1)　従来から使用している日常的に必要な消耗品ではなく、マーケットイン型養殖業への転換のため、特別な仕様のものを導入しようとする場合は、この限りではありません。

(*2)　原則として、交付決定から１年以内に資材・機材の納品が完了する必要があります。